

1 計画策定の目的

本市は、東京から約30km、電車で約30分の距離にあり、急激な都市化が進んでいます。そして、少子高齢化やライフスタイルの多様化、生活が便利になることによる身体活動の減少など、社会が大きく変化する中で、運動不足やストレスの増大などの心身への影響が懸念されています。

スポーツは、体を動かすという人間の根源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、人ととの連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。また、体力の維持・向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであるとされています。さらに、スポーツは、集団における規律や連帯意識などの社会性、道徳性を醸成し、子どもたちの心身の健全育成や地域社会における世代間交流、コミュニティの形成など、社会全体の活力の維持・向上といった地域社会づくりとしての効果も期待されています。

このようなことから、生涯スポーツの振興は、地方自治体の責務であり、「スポーツを通じた地域社会づくり」という視点から、生涯スポーツ社会の実現に向けた施策を計画的に推進していく必要があります。

そこで、市民（外国人を含む）の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健康で、ゆとりと潤いのある豊かな生活を実現していくために、スポーツ環境を整え、市民一人ひとりが日常生活の中にスポーツを取り入れることのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、「第二次川越市生涯スポーツ振興計画」を策定します。



家族や仲間とともに、笑顔でウォーキング

2 計画の位置づけ

この計画は、スポーツ振興法第4条に基づき、川越市が生涯スポーツの振興を推進するための指針として策定したものです。市民が、健康で豊かなスポーツライフを実現するために、現在の状況を踏まえ、理想とする将来像を描き、その実現に向けて目標等を掲げ、必要な方策を検討して取り組んでいくための計画です。

- (1) 本計画は、文部科学省が平成13年度からの10カ年計画として策定した「スポーツ振興基本計画」、埼玉県が平成11年度からの12カ年計画として策定した「埼玉県スポーツ振興計画（彩の国スポーツプラン2010）」を踏まえて策定したものです。
- (2) 本計画は、「第三次川越市総合計画」をはじめ、「第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画」、「川越みんなの健康プラン 健康日本21川越市計画」、「川越市障害者計画」、「すこやかプラン・川越 川越市高齢者保健福祉計画・第3期川越市介護保険事業計画」等、関連する各計画との整合を図り、策定したものです。
- (3) 平成13年度からの10カ年計画として策定された「川越市生涯スポーツ振興計画（第一次）」の進捗状況を踏まえ、その継続性を考慮しながら、新たな10カ年計画として策定したものです。
- (4) 市民、学校、企業、スポーツ関係団体、関係機関等、すべての人々が、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む方向性を定めたものです。
- (5) 市民のスポーツ・レクリエーション活動全般に関する基本的な方向を定めるとともに、市民の健康づくりにも考慮して策定したものです。
- (6) 本計画における「スポーツ」は、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動、身体活動を伴う遊びなども含んだ幅広い活動を対象とします。

3 計画の名称

(1) 名 称 第二次川越市生涯スポーツ振興計画

(2) 愛 称 かわごえ スポーツ 21
～元気いっぱい・笑顔いっぱい・仲間いっぱい～

愛称については、第一次計画に引き続き、21世紀にふさわしい生涯スポーツ社会の実現を目指し、「かわごえ スポーツ 21」としました。また、「元気いっぱい」には心身ともに健康な姿を、「笑顔いっぱい」にはスポーツを楽しむ姿を、「仲間いっぱい」には仲間と交流する姿をイメージしました。

4 計画の期間

(1) 平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

(2) 平成23年度から平成27年度までを前期、平成28年度から平成32年度までを後期とし、本計画の推進状況について点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。